

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年10月29日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託受益 ニッポン創業者株式ファンド
証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受益 継続募集額 上限1,000億円
証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月4日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の記載事項について、信託の終了（繰上償還）に係る手続きを開始することに伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項については、下記の内容に原届出書が訂正されます。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

以下の内容を追加します。

2019年10月29日

ご投資家の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

**ニッポン創業者株式ファンド
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「ニッポン創業者株式ファンド」（以下「本ファンド」といいます。）は、2013年6月7日の設定以来、皆様の資産形成の一助となるべく運用を行ってまいりました。しかしながら現状、本ファンドの受益権の総口数は、信託約款に定める解約の基準である10億口を大きく下回る状態が継続しております。今後も純資産残高の回復は見込み難く、本来の商品性を維持した効率的な運用を継続することが困難な状況であると考えられることから、弊社といたしましては、運用を終了し運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資すると判断いたしました。

現在本ファンドにおいては、2019年10月29日現在の受益者の方*を対象に、信託終了（繰上償還）に関する書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行っております。

本書面決議は、本ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決され、その場合、本ファンドは2019年12月17日をもって信託終了（繰上償還）となります。

*2019年10月28日（月）までに取得申込みの受付を完了された方が対象となります。対象者には販売会社よりご案内が送付されます。

書面決議の手続き及び日程

①受益者の確定日	2019年10月29日（火）
②書面による議決権の行使期限	2019年11月25日（月）弊社到着分まで有効
③書面による決議の日	2019年11月26日（火）
④信託終了日（予定）	2019年12月17日（火）

書面決議の結果は、2019年11月26日に弊社ホームページにてお知らせいたします。また、繰上償還が決定した場合、本ファンドの取得申込みの受付は2019年12月4日（水）までとなります。（ただし、販売会社によっては申込受付最終日より前に、取得の申込受付を中止する場合があります。）

ご投資に際しましては、上記についてご留意くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具